

告知日:令和7年1月31日

授業料収納猶予申請者 各位

大 阪 大 学 総 長

令和6年度後期(10月～3月)分授業料収納猶予申請者の方へ(通知)

授業料収納猶予について、別紙3のとおり決定しましたので、通知します。

記

授業料 収納猶予 判定結果	決定内容	授業料納入方法	
		口座振替 手続きをしている場合	口座振替の 手続きをしていない場合
猶予可	後期分授業料の 収納猶予を 許可します。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和7年2月26日(水)までに、振 替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和7年2月26日(水)までに、 本学指定口座へ振り込んでくださ い。
不許可	後期分授業料の 収納猶予を 不許可とします。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和7年2月26日(水)までに、振 替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和7年2月26日(水)までに、 本学指定口座へ振り込んでくださ い。

※不許可者の通知は行いません。

※3月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される場合があります。

<学部・大学院 収納猶予者許可者一覧>

※最終判定結果が「不許可」の免除申請者については、受付番号の掲示を行いません。

[illegible][illegible][illegible]